

# 「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務 委託に係る提案競技実施要領

令和8年2月12日

## 1 目的

「ご縁」「美肌」をはじめとした島根県の観光資源の魅力を、県外からの観光客にもわかりやすく伝えることで、島根の観光地としての認知度向上と来訪意欲の増進、周遊促進に繋げるため、「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」（以下、「ガイドブック」という）を制作する業務を実施する。

## 2 委託業務の内容

(1) 業務名	「ご縁旅×美肌旅 しまね観光ガイドブック」制作業務
(2) 委託期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
(3) 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガイドブックの制作</li><li>・成果品の初期発送</li><li>・「日比谷しまね館」デジタルサイネージを活用したガイドブックPR動画の作成</li></ul>

## 3 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

※提出のあった参加表明書及び添付書類に基づき、参加資格審査を行います。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
  - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。
  - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
  - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと
- (7) 県内の地域事情に詳しく、常に連絡がとれ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 参加表明時に、参加資格に対して疑義がある場合には追加資料の提出を求める場合がある。

#### 4 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に参加表明書を県に提出して、県は資格の有無を審査し、結果を通知する。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和8年2月12日（木）～令和8年2月24日（火） ※企画提案書は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式1）及び添付資料、提案公募参加資格の遵守に関する誓約書（様式4）を <u>令和8年2月24日（火）17時まで</u> に持参又は郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和8年3月3日（火）
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問書（様式2）にて、 <u>令和8年2月24日（火）17時まで</u> に持参又はメールにより提出すること。
(5) 質疑の回答予定日	令和8年3月3日（火）
(6) 質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものとの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7) 企画提案書提出期限	<u>令和8年3月11日（水）17時まで</u>
(8) 審査会への参加通知	・提案が多数の場合は、審査会に先立ち、書面による事前審査を行うこととする。 ・審査会の対象となった者には、 <u>令和8年3月13日（金）</u> までに、審査会への参加を書面により通知する。
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査会の予定日	令和8年3月18日（水）を予定 ※審査会の対象となった者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。 ※プレゼンテーションは対面形式で実施する（出席者4名以内）。 ※プレゼンテーションは、原則、提出済みの提案書のみで行うこと。 ※説明時間15分、審査委員からの質疑10分程度を想定している。
(10) 受託候補者の決定	令和8年3月下旬を予定
○提出先及び問い合わせ先	
島根県商工労働部観光振興課 観光宣伝係 担当：峯谷、佐伯 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁 本庁舎2階） TEL：0852-22-6912 FAX：0852-22-5580	

## 5 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書（様式3）により作成する。</li> <li>用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。</li> <li>※印刷見本および図表等は必要に応じてB5版またはA3判の折り込みも可とする。</li> </ul>
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>本書6部を<u>令和8年3月11日（水）17時まで</u>に持参又は郵送により提出すること。</li> <li>あわせて、本書のデータを上記の期日までにメールにて提出すること。</li> <li>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</li> </ul>
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書（押印不要）を企画提案書（6部）の末尾にそれぞれ綴り込むこと。</li> <li>見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、貴社代表者様の職氏名を記載すること。</li> </ul>
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li> <li>②提案競技仕様書及び作成様式に記載上の留意事項に適合しないもの</li> <li>③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li> <li>④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li> <li>⑤虚偽の内容が記載されているもの</li> </ul> </li> <li>企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。</li> <li>複数の企画提案は認めない。</li> <li>提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</li> <li>企画提案の採否は、文書により通知する。</li> <li>採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。</li> <li>本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> </ul>

## 6 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会において、書面及びプレゼンテーションの内容に基づいて、次項の審査基準により審査を行い、本業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託候補者として選定する。</li> <li>提案が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。</li> <li>審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。</li> </ul>
(2) 審査内容 【得点:100点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガイドブックの企画意図【配点: 25点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「ご縁も、美肌も、しまねから。」を基本コンセプトとし、観光地としての認知度向上や来訪意欲の増進につながる、効果的な制作コンセプト及びページ構成が提案されているか</li> <li>メインターゲットである幅広い年代の女性層に加え、ファミリー層、パートナー層にも訴求する企画内容や工夫が盛りこまれているか</li> </ul> </li> <li>②ガイドブックの構成【配点: 25点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>出雲地域、石見地域、隠岐地域への周遊を促す工夫が提案されているか</li> <li>島根県内の観光資源が持つ魅力を十分に伝える内容になっているか</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案者が独自に提案する特集ページや記事が提案されているか</li> <li>③ガイドブックのデザイン【配点：25点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>表紙デザインが、誌面内容のイメージを伝え、かつインパクトがあり印象に残るデザインになっているか</li> <li>観光資源の魅力が視覚的に伝わる誌面デザインになっているか</li> </ul> </li> <li>④ガイドブック PR 動画の構成【配点：5点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドブックの魅力をわかりやすく伝え、日比谷しまね館の来館者の興味を引く内容や構成となっているか</li> </ul> </li> <li>⑥業務運営体制【配点：10点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>初期発送業務を含め、本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか</li> <li>県との連絡窓口が明確であり、要請に応じて対応できる体制が整っているか</li> <li>作業ごとに開始・終了が明確であり、計画的で無理のないスケジュールになっているか</li> <li>本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果を有しているか</li> </ul> </li> <li>⑦見積金額【配点：10点】 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容に見合った適切な見積額になっているか。</li> <li>予算額の範囲内で最大限の効果が得られる内容になっているか</li> </ul> </li> </ul>
(3) 審査結果通知予定日	令和8年3月下旬に提案者全員に書面により通知する予定。

## 7 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～令和9年3月31日
(2) 委託料上限額	12,500,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※上記委託料には、受託候補者の提案に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。
(3) 契約方法	受託候補者と契約内容及び委託料限度額について協議のうえ、委託契約を締結する。また、採択された企画提案に基づき、県と受託候補者とが協議し、委託内容、仕様等を決定することとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき、契約額の3割以内を前金払ができる。
(5) 一括下請及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県の承諾を得た場合はこの限りではない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則による。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。 本業務における制作物や受託者による撮影写真等を県及び県が指定する者が運営するウェブサイトや動画、紙媒体等において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(9) 契約書及び 業務仕様書	別途作成・提示する。
(10) 契約情報の 公表	契約に係る情報の公表に関する要領に基づき、不落の場合であっても入札参加者名 (見積書提出者名) 及び入札金額(見積金額)を公表することがある。

## 8 その他

令和8年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件提案競技について停止等を行う。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しない。また、契約締結の時期は令和8年4月以降とする。